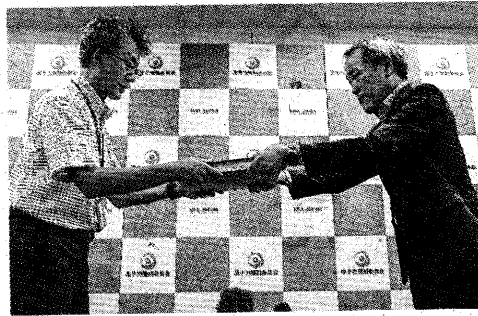


規制委へ審査申請

島根原発3号機で中電

中国電力が10日、島根原発3号機（松江市鹿島町片匂、出力137万3千瓩）の新規稼働に向け、原子力規制委員会に新規制基準適



原子力規制委員会の担当者（左）に島根原発3号機の審査申請書を手渡す北野立夫常務（東京港区、原子力規制庁）

合性審査を申請した。北野立夫常務は規制委に対し、再稼働を目指す2号機（同82万瓩）の審査を優先するよう求めた。

（29面に関連記事）

中電は5月22日、立地自治体と結ぶ安全協定に基づき松江市と島根県に事前了解を申し入れ、周辺自治体の鳥取県と原発から30キロ圏内の出雲、安来、雲南、米子、境港の5市には事前報告した。8月9日の島根県を最後に関係自治体全てが申請を容認した。

東京都港区の原子力規制庁で耐震基準や津波対策などを盛り込んだ申請書を提出した北野常務は、規制委の担当者に対し、「2号機

を優先していただくことが結果として（3号機の審査が進む）早道と考えている」と伝達。規制委の担当者は「時間を置かずに申請概要についての審査会合を開きたい」との考えを示した。

提出後、北野常務は2号機が沸騰水型、3号機が改良型沸騰水型であることから「設置時期やタイプが違い、並行（の審査）は現時点では難しいと規制庁から話をいただいている」と説明。2号機の優先審査を文書で要請する考えを明らかにし、3号機の新規稼働より2号機の再稼働が早くなることは「結果としてしょうがない」と述べた。

3号機の早期申請を目指す理由として、国がエネルギー基本計画で掲げた2030年度の原発の発電割合20〜22%の達成には新規稼働が不可欠であると説明し、「一日も早く40年を超える経年火力の代替電源を確保するという観点から重要。経営面にもメリットがある」と強調した。

東京電力福島第1原発事故当時建設中だった原発が審査を申請するのは、電源開発大間原発（青森県）に続き2例目。3号機は本体工事がほぼ終わっている。福島第1原発と同じ沸騰水型炉で、審査に正式合格しているのは東電柏崎刈羽6、7号機（新潟県）だけ。審査の進捗次第では、原発事故後、新たに稼働する初の原発となる可能性があるが、島根県など立地自治体から事前了解を得る必要がある、実際の運転開始時期は見通せない。（多賀芳文）